

中国都市における特殊な階層 「農民工」 戸籍制度と社会保障制度からのアプローチ

石 曉 紅

要 旨

近十几年来农村劳动力流动，既是中国改革开放进程的必然结果，也是中国从农业社会向现代化社会迈进的历史产物。“农民工”，作为中国城市中的一个特殊群体，在对中国的工业化和城市化起到积极推进作用的同时，也引发了一系列突出的社会矛盾。

本文旨在从二元化的户籍制度和社会保障制度的角度出发，通过对影响农村劳动力流动的制度性障碍的分析，来探讨“农民工”这一特殊社会阶层形成的根源及特征。

キーワード.....農民工 戸籍制度 社会保障制度 二重構造 「弱勢群体」

1. はじめに

今日、中国社会には「都市住民」と「農民」のほかに、「農民工」が「第三種身分」として存在することが社会学者の陳(2005)によって提起されている。また、潘(2005)は「農民工」を中国都市における特殊な階層で、「弱勢群体」(social vulnerable group)として見るべきであると主張する。近年の中国学術界では、「農民工」という言葉をめぐって、激しい議論が展開されている。その論点は多岐にわたるが、「農民工」が中国の都市社会において、特殊な存在であることと、「農民工」に関わる問題は中国の社会安定と経済発展を脅かすほど、注目すべき大問題であることについては、論者たちの意見は一致している。

では、「農民工」とは何か。単に字面からみると、中国語の「農民」とは「農村にて長期的に農業生産に従事する労働者」である。一方、「工」は「工人」であり、つまり「個人的生産資料を有さず、生産活動に従事し、賃金収入を主とする労働者」を意味する(新華辞典 2001:323,725)。「農民工」は「農民」と「工人」という本質的に意味が異なる二つの単語を結合させた言葉である。また、孫(2003:152)のように「農民工」という言葉は単に一種の職業、あるいは身分を語るものでなく、「農民」という身分と「工」という職業との結合を表すものであるというように解釈する学者もいる。具体的には、農民の身分を残したまま都市に出稼ぎに移動してきた、非農業部門に従事する農村出身の労働者を指している¹⁾。これらの農村出稼ぎ労働者には、一年中の大半の時間を都市で過ごし、農業生産よりも非農業生産に従事する期間が長いという者が多い。また、学校を卒業してすぐ農村を離れ、出稼ぎ労働者として都市に出てくる若者も

少なくないが、彼らは農村出身でありながら、農業生産に携わる経験がほとんどない者たちである。それでも、都市に移動すれば、必然的に「農民工」と呼ばれるようになる。要するに、農村出稼ぎ労働者は明らかに都市の非農業労働者であるにもかかわらず、農民戸籍のままの農民労働者という帽子をかぶらせられている。こうした特殊な階層の出現は、従来、中国社会・経済に潜在していた問題を、都市社会において新たな矛盾として顕現させたものだともいえる。

中国で農村出稼ぎ労働者の大規模な移動が社会問題となったのは、改革・開放後の80年代後半からのことである。当時、飛躍的経済発展を遂げた沿海地域に、大勢の農民が就職の当てもなく、夢だけを持って流れ込んできた。金も職も人脈もなく、途方に暮れる者も珍しくなかった。都市住民はこれらの農民を「盲流」(盲目的移動者)と呼んでいた。ところが、「盲流」という表現は、マイナスのイメージが強く、差別的言葉と言われ、今日ではほとんど使われなくなり、その代わりに、「春節」(中国の旧暦のお正月)前後に移動が激しく、龐大な人の流れをなぞらえて、「民工潮」と呼ばれるようになった。最近になると、マスコミや学者の中で、「農民工」という言葉が異論を唱えられながらも徐々に定着してきたのである。

このように、中国の改革開放政策の進展および社会・経済情勢の変化とともに、農村出稼ぎ労働者の「名称」も変わりつつある。しかし、表現が変わっても、彼らの都市社会における「特殊地位」が変わるわけではない。その背後に、中国の独特な戸籍制度及びそれと連動して作られた社会保障制度の存在がある。これまで、中国の労働力移動の問題を論じる際、戸籍制度は避けては通れないほど重要視されてきたが、社会保障制度と農民の出稼ぎとの関連及びその影響を明らかにするものはあまり見当たらない。本論文は中国都市における「農民工」という特殊な階層の形成の根源を、独特な二重社会を作り上げた制度的要因にあると捉え、戸籍制度と社会保障制度という二つの観点から、その実態を究明することを試みたものである。

2. 「城郷有別・城郷隔離」の戸籍制度と「農民工」

本来、戸籍制度は戸籍管理制度、つまり政府の行政部門が所轄の住民の基本状況を登録し、一定の行政手段を用いて管理する国家の行政管理制度である²⁾。その目的は社会治安を維持し、人口統計の資料を提供することである。しかし、中国の戸籍制度は、その本来の目的を遥かに超えた強制力を発揮してきた。それゆえ、中国での戸籍は国民の生活、就学、就職、結婚及び出産などに緊密に関わるものになっている(俞 2002:12)。この制度は「城郷有別・城郷隔離」(都市と農村は区別する。都市と農村は隔離する)を特徴として、50年近くにわたり、中国の農村と都市の間に聳え、農村から都市への移動を妨げ、社会・経済の二重構造を生み出した制度的障壁となっている。この節では、こうした戸籍制度の形成と歴史的変遷及び「農民工」との関りについて検討する。

2-1. 戸籍制度の歴史的変遷

2-1-1. 中国の戸籍制度とは何か

中国の戸籍制度は 1958 年 1 月 9 日、全国人民代表大会常務委員会第 91 回会議で採択された「中華人民共和国戸口登記条例」に起源を持ち、政府がはじめて法律の形式で戸籍登録と人口移動を全国的に統一した制度で管理しようとするものである。「条例」が打ち出された背景には、農村集団化が急展開する 1956 年から 58 年にかけて、災害地の農村人口が都市に殺到するようになったことがある。当時、過激な「農業合作化運動」³⁾と自然災害によって、多くの農村地域では凶作が起り、飢饉が発生した。安徽省、河南省、河北省、江蘇省などの農民が生存の機会を求めようと都市部に移動するようになったのである。政府は農民の都市部への流入を防ぐため、1956 年 12 月 30 日、「農村人口の盲目的な外流を防止することに関する国務院の指示」を打ち出し、その後、段階的に四回も関連の「指示」を出した。「条例」はそうした状況への対応策の一つであったと言われる（加藤 1997:213）。この条例は「非農業戸籍」（あるいは「都市戸籍」）と「農村戸籍」の分離という中国特有の戸籍制度の出発点となり、ここから、中国の戸籍制度は従事する仕事や生活する環境と無関係に、公民の先天的身分の決定、人口移動のコントロールなどのような「附属機能」が付くものとなった。

この条例では、「公民が農村から都市へ移動するには、都市労働部門の採用証明書、学校の入学許可書、もしくは都市の戸籍登録機関の移入許可証明書を持って、常住地の戸籍登録機関に向いて移出手続処理を申請しなければならない」と規定する第 10 条が最も重要である（俞 2002:23）。この規定によって、農民が自由に都市に居住地を移動することが禁じられ、移動する際には、極めて入手しにくい証明書などを持って、申請手続きを取らなければならないことになった。この箇条をみるだけで、農民の都市に転入する入口には如何に高いハードルが設置されたのかが分かる。その後、戸籍制度の機能を補充し、強化するものと見られる食糧分配制度と就業制度、社会福利保障制度が打ち出された。これで戸籍制度、食糧供給制度、就業制度からなる三位一体の体制は、農民が都市で暮らす可能性を失わせ、農民を農地に縛り付ける抑圧措置として機能するようになった。

このように、中国の戸籍制度は治安管理や人口統計などの本来の機能に代わって、公民の身分区分、人口移動の制限、食糧供給、労働就業、福利保障及び義務教育など、「附属機能」のほうが重要となり、それが次第に「主要機能」になってしまった。つまり、現行の戸籍制度はすでに純粹の意味での戸籍行政管理制度でなくなり、もはや公民の身分区分及び人口移動の制限を核心とする一連の社会制度の総称になったといえよう（俞 2002:1）。

2-1-2. 戸籍制度の歴史的変遷

戸籍制度はそれが確立されてから、農村戸籍者の都市への流入を長い年月にわたりほぼ完全に抑止してきた。この制度に緩みが出始めたのは、改革・開放政策の展開によって、都市部門

の労働力需要が増大した 80 年代からである。都市改革による 1984~88 年のブームと鄧小平の南巡講和直後の都市開発熱による 1992~95 年のブームにより、農村出稼ぎ労働者への需要が刺激された(薛 1999:172)。加えて、都市部、とりわけ沿海地域の都市部では経済発展による労働力不足の問題が発生した。そのため、都市と農村の労働力移動が激しくなり、農村戸籍を持つ労働者の移動を厳格に管理することは不可能な状態になった。

このような背景から、戸籍制度も経済のブームに乗せられ、規制緩和の兆しを見せ始めた。まず、1984 年に「集鎮」(郷・鎮政府所在地の町)への移住が、「自理口糧」(食糧を個人で調達する)という条件付きで認められた。つぎに、都市において自由市場が活発化したことを受けて、食糧配給制が 92 年から 93 年にかけて全国的に廃止され、都市部に流入した農民は、食糧を自由に入手できるようになった(西野 2001:16)。これによって労働力移動を阻むハードルが大幅に下げられることとなった。

そして、90 年代後半以降、戸籍制度の改革が比較的早いペースで進められた。1997 年 7 月 30 日、国務院は公安部の「小都市の戸籍管理制度の改革実験案」と「農村の戸籍管理制度に関する改善意見」の報告を発表した。これらの報告では、都市部で投資したり、事業を起こしたり、もしくは住宅を購入する者、及び都市にて安定した住所があり、安定した職業があり、一定の期間居住している場合、当該都市の戸籍を取得することを認めることが提案された。しかし、大多数の農村出稼ぎ労働者にとって、戸籍取得に付けられた条件が、「望むべくしは到達できない」ものであり、これらの条件を満たせる者はほんの一握りの「成功者」に限ることは言うまでもない。

21 世紀に入り、中国経済の急速な進展に伴い、市場経済の担い手となった農村出稼ぎ労働者の都市における規模と役割も急速に拡大した。このような事態を受け止め、政府は 2001 年から戸籍制度改革の実験をより本格的に開始した。2001 年 3 月 30 日、国務院は公安部の「小城镇戸籍管理制度改革に関する意見」を発表した。「意見」では、全国県級市の市区、県人民政府駐在地の鎮およびその他の行政鎮において、合法的固定住所があり、安定的職業あるいは生計が立てられる収入源のある者、及びその直系親族は、本人の意志により、城鎮常住戸籍を申請できる。また、小城镇常住戸籍の申請者に対して、計画的数量指標による管理を行わないことを明確に規定した。この「意見」の公布は、中国の戸籍管理改革は実質的、画期的な一步を踏み出したことを意味する。一方、こうした中小都市の動きに対し、北京、上海などの大都市での戸籍制度の改革については、政府は未だに慎重な姿勢を崩さない。それは、治安維持政策の改善、教育施設の拡充、社会保障制度の完備、インフラの整備などが追いつかない限り、都市と農村の統一の戸籍制度の設立が都市の治安を悪化させ、社会秩序の混乱を招く恐れがあると見られているからである。

このように、全国の中小都市において、戸籍制度改革の実験が進められている。2003 年までに、改革に踏み切った都市は 2 万都市に達し、中小都市の約 50%が改革に着手したといわれる。

しかし、現在の改革は各地域が独自に実験を行っているため、それぞれの政策は「地方性」を帯びたものになっている。全国的に統一した新しい戸籍制度が生み出されるまで、なお時間がかかりそうである。更に、戸籍制度と連動する労働、雇用、教育、社会保障などの社会機能は未だに戸籍制度と分離しておらず、「農村戸籍」と「非農業戸籍」の区別がなくなるとしても、これらの社会制度の全面的な改革を行わない限り、農村と都市の二重社会構造は解消されないと考えられよう。

2-2. 戸籍制度の農民への「威力」

戸籍制度は中国政府が打ち出した政策の中で、農民にもっとも厳しい政策であると言われていた。中国の農民が長い間、この政策の「威力」によって農村に縛り付けられ、抵抗することすらできなかった。その「威力」は主に農民の二つの自由を厳格に制限したことによって発揮されてきたと言ってよい。それは、移動の自由と就職の自由である。

2-2-1. 移動の自由

前述したように、1958年の「中華人民共和国戸口（戸籍）登記条例」の機能は社会秩序の維持、人口統計といった本来の機能を超えて、現行の戸籍制度に決定的影響を与えた第10条をもって、農村人口の都市への移動禁止を制度化した。1954年の憲法で、公民が移動、居住の自由を擁することが規定されたにもかかわらず、わずか4年でその自由が奪われる始末となった。農村から都市への農民の移動を政策的に厳しくコントロールすることこそ、政府がこの「条例」を作り上げた真の目的である。

ところが、単に第10条の規定があるだけでは、農村人口を土地に縛り付ける目的を達成できない。なぜなら、「条例」の第16条では、「公民は私的理由で常住地を離れ、外地に行く場合、滞在期間が3ヶ月を超えると、戸籍登記機関に滞在期間の延長を申請し、あるいは「遷移」手続きを申請する⁴⁾。期間延長の理由が十分でない、或いは遷移条件に満たさない人は常住地に戻るべきである」と規定していた（俞 2002:23）。ところが、「暫住者」が滞在期間をオーバーしても常住地に戻らない場合、どのような処罰措置を取られるかについて明記されていなかった。つまり、理論的に言えば、農民はこの箇条を利用して、長期的に都市に「暫住」することができるのである。

したがって、中国政府は「条例」の公布前後、それを補充する具体的な社会制度として、戸籍と連動する食糧制度、労働就業制度などをも作り上げた。食糧制度とは、戸籍を農業戸籍と非農業戸籍（都市戸籍）とに分け、非農業戸籍に対してのみ食糧の配給を行う制度である。労働就業制度は、都市での就業については、国家の労働部門が統一的に管理するという制度である（若林 1996:140）。各企業・事業単位には基本的に人事権が与えられていなかった。つまり、農民は非農業戸籍をもたずに都市に移入しても、食糧の配給を受けられず、就職口も与えられ

ないことになる。食糧も仕事もなければ、人間は生きていけない。当然な結果として、農民が都市に政府機関の無認可のままに移住することは事実上ほとんど不可能となった。

こうした厳しい規制はできるだけ多くの労働力を農業に引き止めることによって、食糧生産の不足を緩和し、都市の社会問題などの発生を未然に防ぐというねらいがあったことはいうまでもない。そして、確かに中国における都市人口の膨張防止に大きく寄与してきた。しかし、こうした措置は農村人口の都市部への自然移入を停止させ、公民の移動の自由を剥奪したことも不動の事実である。若林(1996:141)が指摘したように、「このような社会主義国・中国の他国に例をみない独特の都市・農村区分や移動の制限は、多くの功罪をも並行して発生させてきている」。それは改革開放後に一気に大規模の農村労働力の移動が勃発した要因ともなった。

2-2-2. 就業の自由

戸籍制度は公民の就業に不平等をもたらした。とくに都市労働者と農村労働者との間に、この不平等はより明確に現れている。改革開放以前、国有企業、集団企業及び政府機関などの就業機会もっぱら都市労働者に独占されており、農民は農業を営むほかはなかった。改革開放後、農民の都市への流入が可能になったものの、依然として都市労働者に傾く就業政策が取られてきた。たとえば、国営企業の改革が進み、1987年9月から従業員の公募制が採用されるようになったが、農民の受験資格は認められなかった。都市における農村労働者の就業実態は、概して「招之即来、揮之即去」(呼べば来る、払えばいく)と「同工不同酬」(同じ仕事をして、同じ報酬を得られない)で語ることができる。「農民工」の就業の自由度は都市労働者と農村労働者との間に存在する就業の不平等さを計るバロメーターともいえる。

筆者が前稿で明らかにしたように、戸籍制度による都市と農村の分断は労働力市場の分断をも意味する(石 2004:103)。つまり、都市部門に流入した農村労働者は都市労働者と同じ雇用系統に属しておらず、必要に応じて随時に雇用・解雇することができる低賃金労働力としか見られていない。こうして、戸籍制度及びそれと一体化する労働就業制度は労働力市場における自由競争を排除し、農民の就業の自由を著しく妨げる結果をもたらしている。現在、その状況が改善されつつあると言われているが、都市労働力の雇用を確保するために、農村労働者の就業への「引き締め」がしばしば手段として取られたことは無視できない。

例えば、全国規模の「再就職キャンペーン」とともに生まれた「職業保留法」がその一つの現れである。90年代に入って、都市企業改革の加速によって、失業者と一時レイオフ者の大量発生という事態が生じた。中央及び地方政府は失業者の急増に歯止めをかけようと、失業者および一時レイオフ者を再就職させる、いわゆる「再就職キャンペーン」を実施することになった(中国研究所 2001:96-99)。このキャンペーンの主役は都市労働者であるが、農村出稼ぎ労働者もかかわることとなった。当然、「救われる」対象でなく、「追い出される」対象としてである。このキャンペーンによって、都市労働者は就職し易くなり、農村出稼ぎ労働者は就職し

難くなった。1995 年 2 月 13 日、上海市労働局は「再就職キャンペーン」の重要な一環として、「上海市単位使用和雇用外地労働力分類管理弁法」⁵⁾を公布した。これで中国でははじめての「職業保留法」が生まれた⁶⁾。その後、全国の大多数の都市で、このような措置が次々打ち出され、再就業キャンペーンを推進する一つの重要な手段として、「職業保留法」は全国範囲に根付くこととなった(俞 2002:142,143)。

このように、今日になって、労働力市場の二重構造が大幅に修正され、農民も都市労働力市場に参入できるようになった。しかし、政府からの就業制限によって、彼らは都市労働者と平等に競争し、就業の自由を獲得したとは言いがたいものである。

3. 社会保障制度の二重化と「農民工」

この節では、中国社会保障制度の概況を紹介し、農村社会保障制度の現状を検討することによって、「農民工」を取り巻く社会保障制度のマクロ的環境を明らかにする。

3-1. 中国社会保障制度の概況

3-1-1. 概念と構成

中国では、1986 年の第七回五カ年計画から社会保障という言葉が登場するようになった。その概念は「国家と社会は法律に基づき、国民収入を分配し、社会消費基金を創出する。国民は生、老、病、死、傷、残、労働能力喪失あるいは自然災害によって生活が困難になった場合、物質的補助を与えることによって、国民の個々人の基本的生活需要と労働力の再生産を維持することを目的とする制度である」と定義されている(楊 2003:26)。

また、社会保障制度の体系について、世界各国に共通している部分とその国の実情に合った特有な部分から構成されることが一般的である。中国の社会保障体系は国情に基づいて模索された結果、次の四つの部分から構成される形となった(中国研究所 2001:14,15)。

社会救済 最低層の最低生活の社会保障である。災害による家族・個人の生活保障、身寄りのない絶対貧困者の生活保障、国家最低生活水準に満たさない家族・個人の生活保障が含まれる。

社会保険 賃金労働者を対象にした基本的な保障制度である。その内容は以下の 5 種より成る。退職者の生活を保障する老齢年金保険、病気の従業員の生活を保障する医療保険、失業者の生活を保障する失業保険(日本では雇用保険という)、労働災害を受けた者の生活を保障する工傷保険(日本では労災保険という)、女子の出産育児期間の生活を保障する出産育児保険。この中に、 と は現在整備中の制度であり、国家と企業と個人の積立制となっており、 は企業と個人の一定の拠出であり、 と は企業単位の負担である。

社会福利 都市と農村の住民の生活福利を増進する広義の社会保障であり、財政支出による。

社会優待 特殊な型の社会保障で、軍人及びその家族、革命烈士の遺族の生活保障であり、財政支出による。

3-1-2. 発展段階

中国の社会保障制度は国家保障から企業保障を経て、現在の社会保障へと変容してきた。その発展過程は三つの時期に分けられる。筆者は中国の社会保障制度の発展段階、各段階の内容・特徴などを、中国研究所(2001)の研究結果を参考に、表3-1のようにまとめた。ただし、各段階における農村社会保障の変化については、次節で詳しく論じるので、この表に含めていない。

表 3-1 中国の社会保障制度の発展段階

	第一段階	第二段階	第三段階
時期	1949年～66年	1966年～90年代初期	90年代初期～2000年
背景	50年、「中華人民共和国工会法」 51年、「中華人民共和国労働保険条例」の公布。 58年～65年、大躍進政策の失敗	66年から始まる文化大革命 69年、社会保険金の統一的な調整工作の停止・社会保険金の基金蓄積の停止・内務省や民政省の解散	改革開放政策による経済の発展 改革の基本文書：「中国の特色をもつ社会保障制度を構築しよう」李鉄映 ⁷⁾ (1995年)
内容	労働保険 老齢、負傷、病氣、出産育児、死亡待遇、産業救済等。 退職規定 適用範囲の拡大 医療保険 内容の高度化 企業内福祉 託児所、食堂等 社会救済、福祉、優待	制度の回復 78年に民政省が再建され、社会保険は労働省、社会福祉は民政省が管轄する。 失業保険の導入	社会保険 国家・企業・個人の三者分担、積立方式 社会福利、救済 住宅体制改革、最低生活保障制度 統一管理機構 労働社会保障省の設立
特徴	国家保障制度 対象：国营企業従業員、「公務員」	企業保障制度 対象：国营企業従業員、「公務員」	社会保障制度 対象：都市企業の従業員全員

出所：中国研究所(2001)16～28頁に基づいて、筆者作成

まず、1949年の建国時から57年までに基本的な枠組みが形成されたが、その時期から文革⁸⁾の始まった66年までが第一段階である。1958年から65年まで、大躍進政策⁹⁾の失敗と最初の経済大調整によって、社会保障制度も衝撃を受けたが、調整過程を経て、一定の発展があった。

つぎに1966年から90年代初期にかけて、国家保障制度から企業保障制度への変容が進み、中国の計画経済体制下の社会保障制度の基準型が作られる第二段階である。社会保障制度は文化大革命によって大きな衝撃を与えられたため、1978年の改革・開放政策が実施されてから、まず文革によって破壊された制度の回復が進められた。それと同時に、現実の経済と社会の発展に適應できなくなっている政策の修正と拡充が行われた。

第三段階は90年代初期から2000年に当たる。この時期において、社会保障制度の改革の方

向が示され、その枠組みが初歩的に出来上がった。改革の原則はつぎの 7 点にまとめることができる。社会保障制度を全社会的な保障システムに改変し、国家・国有部門に限らず、非国有部門をも組み込んだシステムを形成する。社会保険金負担を国家、企業、個人の三者が合理的な割合で分担するシステムを作る。社会保険について、積立方式を採用する。統一的な社会保障管理機構を設立する。社会保険の運営単位は地域単位に再編成する。多元的な社会保障体系を設立する。漸進的に改革を進む。90 年代の社会保障制度の改革はこのような原則に沿って行われた。

このように、中国の社会保障制度は建国時から 2000 年までに、およそ三つの段階を経て、基本的な枠組みが形成された。2001 年から本格的な改革が始まり、2010 年までに社会保障制度の確立が予測されている（中国研究所 2001:21）。しかし、社会安定化装置としての新型社会保障制度が十分機能するには、いくつかの大きなハードルを乗り越えなければならず、なおかなりの時間が必要であることも言うまでもない。

3-2. 中国の農村社会保障制度

3-2-1. 農村社会保障制度の発展段階

1949 年の新中国の成立から今日まで、社会・経済趨勢の変化とともに、農村社会保障の内容、方式及び特徴が変化してきた。楊（2003）は農村社会保障制度が三つの段階を経て発展してきたとみている。表 3-2 はこの三つの段階におけるそれぞれの背景、内容及び特徴などを示したものである。

まず、共産党が農村の土地改革を通して、農民の土地所有制を確立させ、国民経済を復興に向わせた時期を第一段階とする。この段階では、農民の「生、老、残、病、死」¹⁰⁾及び農業生産が一般的自然災害に遭った際、主に農民の自己負担と親戚の助け合いによって、乗り越えなければならない。表 3-2 に示されたような特殊な状況に限って、政府とコミュニティーは一定の範囲で補助する。つまり、この時期の社会保障は水準が極めて低く、制度化されていなかった。

第二段階は集団経済が盛んになったことを背景とする。1956 年 6 月 29 日、第一回全国人民代表大会法案委員会の会議で、「高級農業生産合作社規範章程」が可決された。これより、農村の「五保救済制度」が確立され、人民公社のシステムに組み込まれた。さらに、60 年代から 70 年代にかけて、多くの人民公社や生産大隊などで、敬老院、福利院などの社会福祉施設が設立された。65 年 9 月、衛生省の「衛生工作の重点を農民に置くことに関する報告」が公布され、貧困扶助救済と協同医療制度は集団(公社)を元に、強化、拡大された。このように、農村の社会保障は家庭保障を主とする形式から、集団保障を主とし、国家が適宜に補助する軌道に乗り換えた。

第三段階は改革・開放政策の実施によって、農村経済が大きく発展し、農民の生活水準も上

昇したということを背景としている。農村請負制が普及した結果、家族労働、家族経営が再建され、集団保障を主とする社会保障の限界が次第に見えはじめた。中国政府は新たな農村社会保障制度の形を模索することとなった。1992年末、民政部の「県級農村社会養老保険基本法案」が公布され、97年末まで、すでに30省の2000県において実行され、8200万人の農民が「養老保険」に加入した。続いて、96年、衛生省は「協同医療のカバー率を2010年には、全国の農村の80%以上拡大する」ことを提起した。農村協同医療制度の普及率が徐々に高まり、医療条件も改善された。(中国研究所 2001:25,26)。

表 3-2 中国農村社会保障制度の発展段階

	第一段階	第二段階	第三段階
時期	1949年～50年代中期	50年代中期～80年代初期	80年代初期～現在
背景	土地改革 農民の土地所有制の確立 国民経済の回復期	56年6月29日、「高級農業生産合作社模範章程」の公布	経済体制の改革 農村請負制の普及 農村経済の発展
内容	社会救済 自然災害などに遭われた農民に最低限の生活保障を与える。 優扶保障 復員軍人及び烈士家族に優待と扶助を与える。	「五保」救済 労働能力喪失者、孤独老人、障害者、孤児などに、「食衣住医葬」を保障する 敬老院、福利院の設立 貧困扶助救済と協同医療制度 ¹⁾	1992年、「県級農村社会養老保険基本法案」が公布し、実験が開始した。 農村協同医療制度の発展 農村最低生活保障制度の設立
特徴	家庭保障を主とし、政府とコミュニティが適当に補助する。 制度化されていない。	集団保障を主とし、国家が適宜補助する。 各地域の保障水準の不均衡。	模索段階であるが、社会化、制度化、規範化されつつある。 加入率が低い。

出所：楊（2003）45～47頁に基づいて、筆者作成

こうして、農村の社会保障制度は社会化、制度化、規範化の方向に向き始めている。しかし、現実問題として、この制度はまだ想定されているほど普及も深化もしておらず、農民の社会保障への認識が非常に低いことも明らかである。

3-2-2. 農村社会保障制度の発展を阻害する要因

これまで見てきたように、中国の農村社会保障制度は、地域ごとに実験が行われているため、まだ全国統一した制度に形成されておらず、その内容設定と普及率も都市のそれと比べると、非常に低い水準にあり、農村社会の需要に遥かかけ離れている。たとえば、農村老齢養老保険と協同医療保険は農村人口のわずか10%未満にしか普及しておらず、社会救助、優扶保障及び社会福利（養老院と五保救済に限る）も非常に限定的なものである。おおまかにみれば、全人口の20%を占める都市住民は89%の社会保障を享受しているのに対し、80%を占める農村住民はわずか11%の社会保障を享受しているということになる（楊 2003:49）。

では、農村社会保障制度の発展を阻害する要因は何であろうか。楊（2003）は以下の四つの要因があるのではないかと指摘している。中国経済の二重構造が農村社会保障制度の発展を遅らせた根本的要因である。中国農村経済の発展が遅れていることが農村社会保障制度の発展を制限した重要要因である。農村住民の社会保障制度への認識不足がその発展を阻むもう一つの原因である。現行の土地制度が農村社会保障制度の重要性を薄めた。

中国社会保障制度の一環として、農村社会保障制度の整備は中国の農村社会・経済の発展及び中国全体の社会安定に極めて重要な意味を持っている。しかし、すでに明らかにしたように、中国の農村社会保障制度は家庭保障 集団保障 社会保障という過程を辿って、基本的な枠組みを形成しつつあるものの、都市の社会保障との格差が縮まらず、普及率も保障水準も低いレベルに留まっている。こうした現状を変えるには、都市と農村における社会・経済の二重構造を取り除き、一体化した社会保障制度を作り上げることが望ましいとされるが、このような環境を整えるまで、長期的模索が必要であろう。

4. 農民工の「弱勢群体」としての実態

ここまで中国の独特な戸籍制度と社会保障制度を検討してきた。農民工は純粹の意味での「農民」でもなければ、「市民」でもなく、中国都市における特殊な階層になるわけである。この特殊の身分によって、彼らが就業や生活など、あらゆる側面において、都市住民と区別され、「弱者」としての運命を強いられることになる。この節では、「農民工」が都市で遭遇する様々な困難を明らかにしていく中で、彼らが「弱勢群体」と呼ばれる理由を探ることにする。

4-1. 農民工の「二つの難関」

第2節では、戸籍制度によって農民が都市部門への就業自由を厳しく制限されていたが、近年、その状況が徐々に改善されたものの、都市労働者と比べて明らかに不平等な制限が課されていることに触れた。また、移動の自由と就職の自由を制限されてきた農村労働者は、都市での生活においても、当然ながらいるんな人為的困難に直面しなければならない。筆者は、都市に進出する「農民工」の前で、少なくとも就業の難関と生活の難関という「二つの難関」が横たわっているのではないかと考えている。

4-1-1. 就業の難関

農村労働力は都市部門に就業しようとする、いくつかのハードルを乗り越えなければならない。まず、農村労働力が都市労働力市場に進入するには、複雑な名目の手続きを取ることが義務付けられている。これらの手続きはほとんど有料化されており、現金収入の少ない農村労働者にとって、稼げる前に免れたい出費である。北京市の例をみると、農村出稼ぎ労働者は、

北京市で合法的就業をするために、6か7種類の証明書を申請しなければならない。2001年の場合、北京市に出稼ぎに行く予定の農村労働者は、まず戸籍所在地の行政機関において、「流動人口証」を申請し、50～80 元の管理費を納付する。北京入りしてから、「北京市外地来京人員戸籍管理規定」に従って、「暫住証」を申請し、180 元の管理費と 8 元の手数料を支払わなければならない。また、「北京市外地来京務工経商人員管理条例」の規定により、出稼ぎ労働者が雇用先を通して、「就業証」を申請し、180 元の管理費と 5 元の手数料を支払うことになる。その他、雇用先を管轄する衛生管理部門において、「健康証」(申請費は 40～50 元である)を申請し、出産適齢の女性労働者の場合、「婚育証」(申請費は 5 元である)を申請しなければならない。更に、職種によって職業技能訓練を受けて、「職業資格証書」(申請費は 4 元である)を修得しなければならない場合もある。以上のような証明書を全部揃えるなら、出稼ぎ労働者は少なくとも毎年 450 元を支払うことになる(孫 2003:153)。出稼ぎ労働者にとって、この金額は彼らのほぼ一ヶ月の給料に相当し、決して安くはない出費である。

第 2 節では、都市労働力市場の「常識」として、就業中の農民工を突然解雇し、都市のレイオフ者と入れ替えることもあると論じた。そもそも都市労働者の雇用を確保するという理由で、農民工の就業権利を奪い取ることは極めて不公平なことであり、農民工の権益への侵害である。しかし、それ以前に、農民工は職業選択する際、すでに都市労働者と区別され、業種・職種の制限が課されるのである。就業制限のほかにも、農民工を雇用する企業に、強制的に管理費や「用工調節費」(都市労働者を雇用すべきところに、農民工を調節的に雇用した企業に課する管理費)を徴収する地域もあれば、就業機会を都市労働者に優先的に提供する地域もある。地域によって、農村出稼ぎ労働者の就業への「引き締め」手段も様々であるが、目的はただ一つ、都市労働者の雇用を確保することである。

更に、農民工を困らせるもう一つの難関として、「同工不同酬」の賃金問題が挙げられる。利潤の追求を目的に、安価な農民工を受け入れる都市企業は、農民工の賃金水準を最低限まで切り詰めた上、社会保険に加入させず、残業代もカットするなど、雇用コストの削減に手段を選ばない。農民工はたとえ都市労働者と同じ職場において同じ仕事に従事しているとしても、賃金収入は遥かに低い場合が多い。

このように、農民工は都市部門に就業しようとする、様々な制度的差別を受けなければならない、様々な「就業の難関」を乗り越えなければならない。「それでも農村にじっとしているよりましだ」との思いで、業種・職種をあまり選ばずに、不公平な待遇に文句をつけずに、就業機会を求めている。しかし、このような状況が長く続けば、農民の都市への移動によって、都市・農村間の二重構造が解消されるどころか、この二重構造による矛盾が都市内部にも持ち込まれる恐れもあると考えられよう。

4-1-2.生活の難関

都市に流入した農村労働者は、一定のエリアに集中的に居住することが多い。例えば、北京では、「浙江村」や「河南村」と呼ばれるほど、出身地域別に出稼ぎ労働者が集中的に居住する特殊なエリアが形成している。1万人以上も集中するエリアだけでも、25箇所があり、その中、「浙江村」の規模が最も大きく、約15万人の「村民」(居住者)がいると言われる。農村出稼ぎ労働者は都市住民と比べて、生活習慣や服装、価値観及び行動様式などの面において、やはり農村住民の特徴を濃厚に保っているため、都市住民からみれば、彼らは都市社会に不調和な存在である。「不調和な存在」とされるゆえに、彼らは特別扱いされたり、人為的な難関にぶつかったりすることから免れない。

崔(2003)は北京市の農民工及びその子女の就業就学と居住問題について、123名の農民工を対象に、アンケート調査とヒアリング調査を行った。この調査結果によると、農民工にとって最も悩まされる問題として、前述した就業差別のほかに、收容送還と子女の就学問題が挙げられているという。收容送還とは、公安部門が社会治安を維持するため、農村からの出稼ぎ労働者を強制的に收容し、出身地へ送り返すことである。崔調査の123名の調査対象は全部合法的職業、収入と住所を有する農民工であるにも関わらず、彼らの中に「自分自身が收容された経験がある」とする者が19人、「親戚・知人が收容された経験がある」とする者が59人もいた。こうした收容送還は違法行為のない農民工の權益を侵害し、都市と農村の労働力市場の一体化した発展を阻害するだけでなく、農民の政府への不信感及び都市住民への嫌悪感を煽ることも言うまでもない。

農村出稼ぎ労働者の都市での滞在期間が長期化するにつれて、夫婦ともに子供連れで都市に移動するケースも増えている。そこで、農民工子女の就学も無視できない大問題となった。第2節で明らかにしたように、中国では、義務教育は戸籍制度と連動している。そのため、農民工の子女は都市の公立学校で義務教育を受ける権利がないとされる。こうした状況の中、農民工の子女を対象とする民間学校、いわゆる「民工子弟学校」が出現した。「民工子弟学校」には、設備の粗末さ、教師レベルの低さ、管理の混乱さなど、たくさん問題が潜んでいることはしばしば問題視されるが、農民工にとって、安い授業料で子供を就学させてくれるありがたい存在である。しかし、このような学校は教育部に認定されていないため、そこでの学歴は認められない。したがって、農民工の子女は将来のために、「民工子弟学校」で教育を受けながら、出身農村の学校に料金を払って「在籍番号」を登録しなければならない。また、「民工子弟学校」は国家教育委員会や公安部門などの行政管理部門の政策によって、度々取締り対象となって閉鎖されることもある。農民工の子女の就学問題は、次世帯の教育水準に影響を与えるだけでなく、農民工の安定的居住と就業にも悪影響をもたらしている。

このように、改革開放後、農民工は特殊な階層として、都市に就業・生活することができた。しかし、彼らの就業・生活において、都市住民と区別され、制度的難関が設けられているため、

その状況はかなり深刻なものである。中国の社会安定の問題を考える時、農民工のもつ重要性は非常に大きい。制度的ハードルを切り下げ、農民工の安定的な就業・生活を支援することは、21世紀中国の社会形成にとって重要な意義をもつ。その意味で、たとえ実現が困難であっても、そうした方向へ歩を進めることが肝要であろう。

4-2. 農民工の「権益不在」

昨年と今年、筆者は二回にわたり、都市企業に就業する農民工の就業実態についてアンケート調査を行った。この調査企業も、地域も異なる二回の調査においてまったく同じ現象が見られた。それは農民工と雇用側との間に「雇用契約」を結ばないことである。その理由として、一方で、企業側は契約をしなければ、労働管理部門に制限されることが少なくなり、果たすべき責任から免れるということがあり、他方で、農民工は契約をしないことで、企業による「束縛」がないため、自由に離職することなどができるといことが挙げられる。一見、双方にとっても都合がよいことのように見える。しかし、ただでさえ都市の「弱勢群体」の立場に立たされているのに、「雇用契約」による雇用側への制約力がなければ、農民工の権益保障が一層脆いものになることが考えられる。実際、農民工の権益保障において、すでに様々な問題が起きている。突出して注目を集めているのは、賃金の不払いと労災問題である。

4-2-1. 賃金の不払い問題

最近、「跳楼ショー」という話題がマスコミによく取り上げられるようになった。「跳楼」とは高層ビルから飛び降りること、つまり飛び降り自殺を図る行為である。このような行為は特に特別な話題性を持つわけでないが、農民工が「跳楼ショー」の主役になることは増えていることで、問題視されるようになった。2004年8月14日の「新華日報」の報道によると、8月1日から4日まで、江蘇省常州市に起きた三件の「跳楼ショー」のうち、一件は農民工によるものであった。四人の農民工が高60メートルの橋に登って、「今日、雇い主に今まで不払いされた給料をちゃんともらえない限り、絶対降りない」と宣言し、説得に来ている警察と長時間に対峙していたという。この報道のタイトルは「なぜ農民工は「跳楼ショー」を上演しなければ、給料をもらえないのか？」であった。このような事件は全国範囲で、とりわけ農村出稼ぎ労働者の流入が多い都市で発生し、度々マスコミに報道されている。「跳楼ショー」の農民工の中に、理不尽な境遇にあり、出稼ぎ生活に疲れ果て、途方に暮れて本気で死のうと思った人もいれば、ただ不公平な待遇や権益の侵害から自分を守ろうとして、世間を騒がすことで、注目を集め、自力で解決できない問題の解決を求めようと思った人もいる。このような命の危険を冒してまで賃金の支払いを求める行動は、農民工の「権益不在」の厳しい境遇を物語っている。

2003年の農民工への賃金不払い額が1000億元にも上ったことが全国総工会の統計で分かった(瀋 2005:47)。崔(2003)によると、地域によって農民工を雇用する企業の中で、約半分以

上の企業に賃金のピン撥ね、不払い現象が発生している。賃金の支払いを1ヶ月から5ヶ月後に延ばすところが最も多く、一年以上延ばすところもあるという(崔 2003:154)。こうした「跳楼ショー」事件や農民工と企業側とのトラブルが続発する中、農民工の賃金不払い問題はようやく政府部門に重視されるようになった。2003年、温家宝総理が自ら指示を出し、農村出稼ぎ労働者の就業に関する不合理的制限や差別的政策の見直し、農民工の賃金不払い問題の早期解決を命じたことが話題となった。それから、毎年12月1日から翌年の春節まで、約3ヶ月間にわたって行われる「農民工の賃金不払い問題の特別調査」が慣例となった。現在、この問題は解決に向かって進んでいるが、関わる企業と農民工の数が多いだけに、完全に解決されるまでなお時間がかかりそうである。

4-2-2. 労災問題

周知のように、農村出稼ぎ労働者は大体都市労働者が嫌悪する3K業種に従事している。彼らの労働環境は劣悪で、労働保護措置は乏しい上、長時間残業の疲労による労働事故が多発している。更に、彼らが労災に見舞われても、適切な処置を得られないことが多い。2005年1月の『時事報告』によると、2004年1月から4月まで、全国の石炭鉱で発生した死傷事故は1093件、事故による死亡者は1589人もあったが、その死傷者の大多数は農民工である。また、建築業において、生産事故は586件も発生し、死亡者は605人にも上ったが、その死傷者の90%は農民工であったという¹²⁾。

中国研究所(2001)によると、近年、国有企業、都市集団企業及び郷鎮企業における、労災による死傷事故の発生件数と死傷者数は年々すこしずつ減少しているのに対し、外資系企業と私営企業での死亡者数と重傷者数は両方とも増加する傾向である。外資系企業と私営企業が集中する広東省の深圳市では、1998年、労災の死亡者は80人以上であり、平均して四日半に一人が労災により死亡している。また、負傷者は一日平均で30人以上に達し、労災の9割以上は手、腕などの切断事故ということである。労災事故は、台湾、香港系企業や個人経営企業で多発しているため、死傷者の多くは、農村からやってきた出稼ぎ労働者であるという(中国研究所 2001:108,109)。深圳市での労災多発の原因としては、「行政当局の監督不足」や「機械・設備や安全対策の不備」などが指摘されているが、「強制的な残業」も労災事故多発の主な原因の一つであると思われる。2000年、広東省惠州市のある手袋工場では、農民工を一ヶ月に500時間も勤務させたため、一人の農民工が過労で死亡した事件が報道された。この工場では、農民工が長時間労働を強いられるだけでなく、月に300元ぐらいしかもらえないという低賃金で雇用されていたという。また、崔論文でも、北京市某アパレル工場は北京の西駅で出稼ぎ労働者を募集する際、募集要項に「毎日12、13時間の勤務」と明白に書いていたという団中央權益部の調査結果が紹介された(崔 2003:154)。

一方、中国の労働安全基準は十数年前に行政機関が国有企業に対して通知したものであり、

外資系企業に対する基準は法制化されていないため、拘束力が弱く、強制力が足りないのが現状である。当面、労働安全基準の法整備はもちろん、労働安全監督を担当する行政機関は、現行の労働法および労働安全に関する行政規定、条例、通知、行政指導などに基づいて、国営企業、都市部、農村部の集団企業、台湾、香港資本家などの経営する外資系企業、個人経営の企業に対して、労働安全設備の整備、労働者労働条件、環境の改善、労働安全監督を強化する必要があると思われる。また、農民工の雇用において、雇用側と農民工との労働契約制度を強化することも急務である。上述のような賃金不払いや労災問題の他にも、一部の企業経営者及び管理層による農民工への暴力、無理やりの身体検査、人身自由の制限など、様々な権益侵害の問題が発生している。こうした中、労働契約制度の強化は、農民工及び企業の法的意識を高め、農民工の権益保障をより重要視されることに繋がるとと思われる。

5. 終わりに 「弱勢群体」から「民工荒」へ

本稿は中国の特徴的な戸籍制度と社会保障制度という二つの観点から、中国都市における「農民工」という特殊な階層が形成された制度的背景を明らかにし、農民工の「弱勢群体」と呼ばれる理由を彼らの就業・生活の実態から解明した。

農民工という都市の「特殊な階層」が形成されたことは、中国社会が農民を長期的に差別化してきた一つの結果であるともいえる。換言すれば、中国社会は農民に対して、戸籍制度やそれと一体化した諸制度による制度的差別を与え続けてきた。更に、このような制度的差別から社会的差別が生まれた。中国では、都市人口が農村人口よりはるかに少ないにもかかわらず、社会のマスコミや世論を支配しているのは都市人口である。都市住民の観念は都市と農村との関係を左右している。本稿で論じた農民工の都市における「弱勢群体」としての就業・生活の実態に対し、政府はこれまでの長い間、関心を向けなかった。例えば、都市企業による農民工への待遇上の差別は、どうやら容認されていたようである。また、公共施設、交通機関などで、農民工が身に染みて感じる差別は一般的に言葉による差別が多いので、やはり重視されていなかった。しかし、このような事態が続けば、農民工及び農民の鬱憤が高まり、社会的対立を誘発し兼ねない。

近年、農民工に関わる新たな話題として、「民工荒」という言葉が登場するようになった。「民工荒」とは、「民工」、つまり都市に流入した農村出稼ぎ労働者による労働力供給が不足していることを意味する。これまで内陸部からの農村出稼ぎ労働者は低廉で豊富な労働力として、絶えずに沿海部都市の企業に供給してきた。しかし、ここ数年、華南・珠江デルタ地域を中心に、若年女性労働力の供給が不足気味になったことをはじめ、その傾向が徐々に華東地域に、そして渤海沿岸地域の沿海都市にも微かに観察されるようになり、とうとう「民工荒」と呼ばれる農村出稼ぎ労働者による労働力供給の不足現象が明確になった。

一方、農村に2億もの余剰労働力が存在するとされている。他方、中国南部の沿海都市を中心に、「民工荒」現象が発生している。このように、如何にも矛盾する二つの現象が同時に生じたのはなぜだろうか。その原因について、よく言われるのは、近年、中国の経済発展が迅速に進み、沿海部から内陸部へと浸透するにつれて、内陸部都市の労働力需要が増大し、内陸部農村の労働者は地域を超えた移動をしなくても、出身農村に近い都市で就職口を見つけることができるようになったということである。しかし、この「民工荒」現象は、本稿で明らかにしてきた農民工の都市の「弱勢群体」と呼ばれるほどの就業・生活の実態とも関係しているのではないかと、筆者は考えている。農民工は長期的に都市社会の最低層に置かれ、経済的にも、精神的にも大きな圧力を背負っている。社会が豊かになるとともに、労働者の要求も向上するものであり、農民工は単に現金収入を求めているだけでなく、社会からの認可と尊重も求めようとしている。「民工荒」現象はまさに農民工が自分自身の権益を守ろうとしている行動の表現であると思われる。

要するに、「民工荒」の本質は、中国社会が農民に対して長期的に差別化してきたことの反動である。この差別が是正されない限り、更に深刻な問題を引き起こすと考えられる。例えば、農民工の子どもの就学問題は、中国の次世代の労働人口の教育水準と資質にも大きく影響するだろう。中国経済は、現在、主に労働集約型の路線を取っているが、いずれ産業の高度化を図らなくてはならない。そのとき、一定の教育水準に達した、産業の高度化に適した労働力が十分に供給できるか、危惧される。中国は21世紀においても、前世紀の古い制度に思い切った改革を切り出さず、戸籍管理制度には、中国経済の持続的発展を制約するマイナス要因になっている一面があるともいえる。経済の持続的な発展を図るには、単に投資拡大に依存するだけではなく、労働力、知識や技術などの生産要素の自由移動も不可欠である。よって、当面は、戸籍制度及びそれと連動する一連の諸制度の改革を進め、長期のタイム・スパンでは、都市と農村との二重構造を解消し、「調和的社会」を作り出すように、現行の戸籍制度を全面廃止すべきであると思われる。

<注>

- 1) 「中国の都市概念は、市と鎮(町)からなるが、この鎮の基準が1955年、63年と変わりその理解と把握はなかなか容易ではないとされる。84年10月に定められた鎮についての新しい基準によると、「二万人以下の郷(村)では、非農業人口が2000人以上、また二万人以上の郷では非農業人口が10%以上あれば鎮となる資格がある。非農業人口2000人以下でも、少数民族地区、人口稀薄な辺境地区、山区、小規模の鉱工業地区、小港湾地区、観光地など、重要な地点は鎮制を布いてもよい」とされた。これにより鎮の数が94年までに16,400と飛躍的に増加した。」(若林1996:116)
- 2) 戸籍登録の内容は、常住人口登録、暫住人口登録、出生登録、死亡登録、遷移登録及び変更更正登録などが含まれる。
- 3) 農村合作化運動とは、中国農業集団化時期において、中国政府が打ち出した互助組、合作社など協同化を通して農業の安定成長と農民層分解の回避を同時に実現させようとする政策である。詳しくは嚴善平、『中国農村・農業経済の転換』勁草書房、1997年、16~18頁を参照されたい。

- 4) 中国語では、「遷移」とは居住地の変更とともに戸籍の移動を伴う移動を意味する。
- 5) 外地労働力とは、その都市戸籍を持っていない、外地から流入してきた労働者のことを指す。
- 6) 中国では、改革開放前から、現在の職業保留法と似たような制度があった。その制度は国民の分類を前提とする。つまり、戸籍制度によって、国民を非農村人口と農村人口との二種類に分類され、政府は比較的よい職業を、非農村戸籍を有する者に保留する。1957年12月13日、国務院は「各単位の農村から臨時工を採用することに関する規定」を公布した。この規定は「各企業は勝手に農民を都市及び工業区や鉱業区に就職させることを禁止する」こと、「臨時工を採用する際、できるだけ都市労働者の中から採用する」ことを明確に取り上げていた。これは一種の都市住民への職業保留制度であった。この制度は確立され、固定化されていたが、当時、その合理性について、誰も疑うことはできなかった。(俞2002:142)
- 7) 李鉄映は当時、中国の国務委員である。
- 8) 文革とは文化大革命の略称である。文化大革命は1966年に始まり、77年に終了する中国の政治・思想・文化闘争である。毛沢東・林彪を主指導者とし、直接大衆を組織することによって、党・行政機関の実権を劉少奇から奪った。この闘争によって、極左的傾向が弊害を生んだ。毛沢東の死後、江青らいわゆる四人組が責任者として逮捕された。
- 9) 1958～61年に、中国の指導者である毛沢東の提唱で展開された経済建設運動である。この運動は現実から遊離し、更に自然災害に見舞われ、旧ソ連の援助引き上げなどの原因によって、失敗で終わった。
- 10) 「生、老、残、病、死」とは、それぞれ「出生、老後、身体障害、病気、死亡」を意味する。
- 11) 中国語では、合作医療制度という。農民が自主的に作った互助共済医療制度である。
- 12) http://news.xinhuanet.com/newscenter/2005-01/20/content_2485237.htm (新華網)

< 参考文献 >

- 加藤弘之 1997『中国の経済発展と市場化』 名古屋大学出版会。
- 崔傳義 2003「適応農民進城 調整城郷關係: 対進京農民工及其子女就業就学和居住問題的調查」、李培林編『農民工: 中国進城農民的經濟社会分析』社会科学文献出版社。
- 『新華辞典』2001 商務印書館。
- 瀋立人 2005『中国の弱勢群體』 民主与建設出版社。
- 石曉紅 2004「都市労働力市場の構造・変動と出稼ぎ労働者の就業」、『現代社会文化研究』第30号 新潟大学大学院現代社会文化研究科。
- 孫立平 2003「城郷之間的“新二元結構”与農民工移動」、李培林編『農民工: 中国進城農民的經濟社会分析』社会科学文献出版社。
- 中国研究所編 2001『中国は大丈夫か? 社会保障制度のゆくえ』 創土社。
- 陳映芳 2005「農民工: 制度安排和身分認同」、『社会学研究』3号 中国社会科学院研究所。
- 西野真由 2001『華南地域における農村労働力移動に関する実証的研究』アジア財政学会。
- 薛進軍 1999「出稼ぎ労働者の都市への影響と管理政策」、南亮進・牧野文夫編『流れゆく大河: 中国農村労働の移動』日本評論社。
- 俞徳鵬 2002『都郷社会: 从隔離到開放 中国戸籍制度与戸籍法研究』 山東人民出版社。
- 楊翠迎 2003『中国農村社会保障制度研究』 中国農業出版社。
- 若林敬子著 1996『現代中国の人口問題と社会変動』 新曜社。

主指導教員(菅原陽心教授)、副指導教員(佐藤芳行教授・小澤健二教授)